

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用、生命・身体的損害（通院慰謝料等）及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

被申立人は、申立人に対し、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害

##### (1) 避難費用

①避難交通費 60,000円

②通常範囲を超える増加生活費 180,145円

(2) 生命・身体的損害（通院慰謝料・診断書料含む） 181,650円

##### (3) 精神的損害

自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されるとともに今後の生活の見通しへの不安に対する精神的苦痛の損害（通常範囲の生活費の増加を含む。）

1,240,000円

(内訳)

・平成23年3月分及び同年4月分 各120,000円

・平成23年5月分乃至平成24年2月分 各100,000円

以上 合計 金1,661,795円

#### 2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として金1,661,795円の支払義務のあることを認める。

### 第3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金の一部として1,050,000円を支払済みであることを確認し、この既払い金について、第2項記載の和解金1,661,795円と清算する。

### 第4 支払方法

(省略)

## 第5 清算

第1項の1に掲げる損害項目（ただし，同項の2の期間に限り，その遅延損害金を含む。）については，本和解に定めるもののほか，当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は，各自の負担とする。

本和解の成立を証するため，本和解契約書を2通作成し，申立人及び被申立人が記名押印の上，各自1通を保有するものとする。また，被申立人は，本和解契約書の写し1通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月8日

(仲介委員長 榎本恭博、仲介委員 水野賢一、同 小林哲也)